

第3編 後期基本計画

1. 土地利用の構成について

町内を5地域9地区に区分した土地利用構成により、基本構想に示したグランドデザインの具体化を図ります。

●自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②県営公園関連地区

まつぶし緑の丘公園については、事業主体である埼玉県と連携して引き続き整備を促進するとともに、公園周辺の環境整備についても検討します。

●田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境整備推進地区

農地については、多品種生産や*地産地消などによる都市型農業を推進します。また、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、生活環境の改善を図ります。

●市街地環境整備地域

現在の*市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地環境整備推進地区

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成をめざします。

⑥市街地内住環境保全地区

土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

⑦商業集積地区

住宅地の中に商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

*地産地消：地域で採れた農産物をその地域で消費すること。

*市街化区域：都市計画法により定められた区分で、市街化区域は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいい、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいう。

●新市街地検討地域

* (都)東埼玉道路と*(都)浦和野田線が結節する*松伏インターチェンジ周辺は、*高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した新市街地の形成をめざします。

⑧複合型土地利用地区

新市街地は、東埼玉テクノポリスとの連続性を考慮しながら、住宅地や新たな商工業集積地の形成といった土地の複合的な利用を図ります。

●工業集積地域

東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。

⑨工業団地

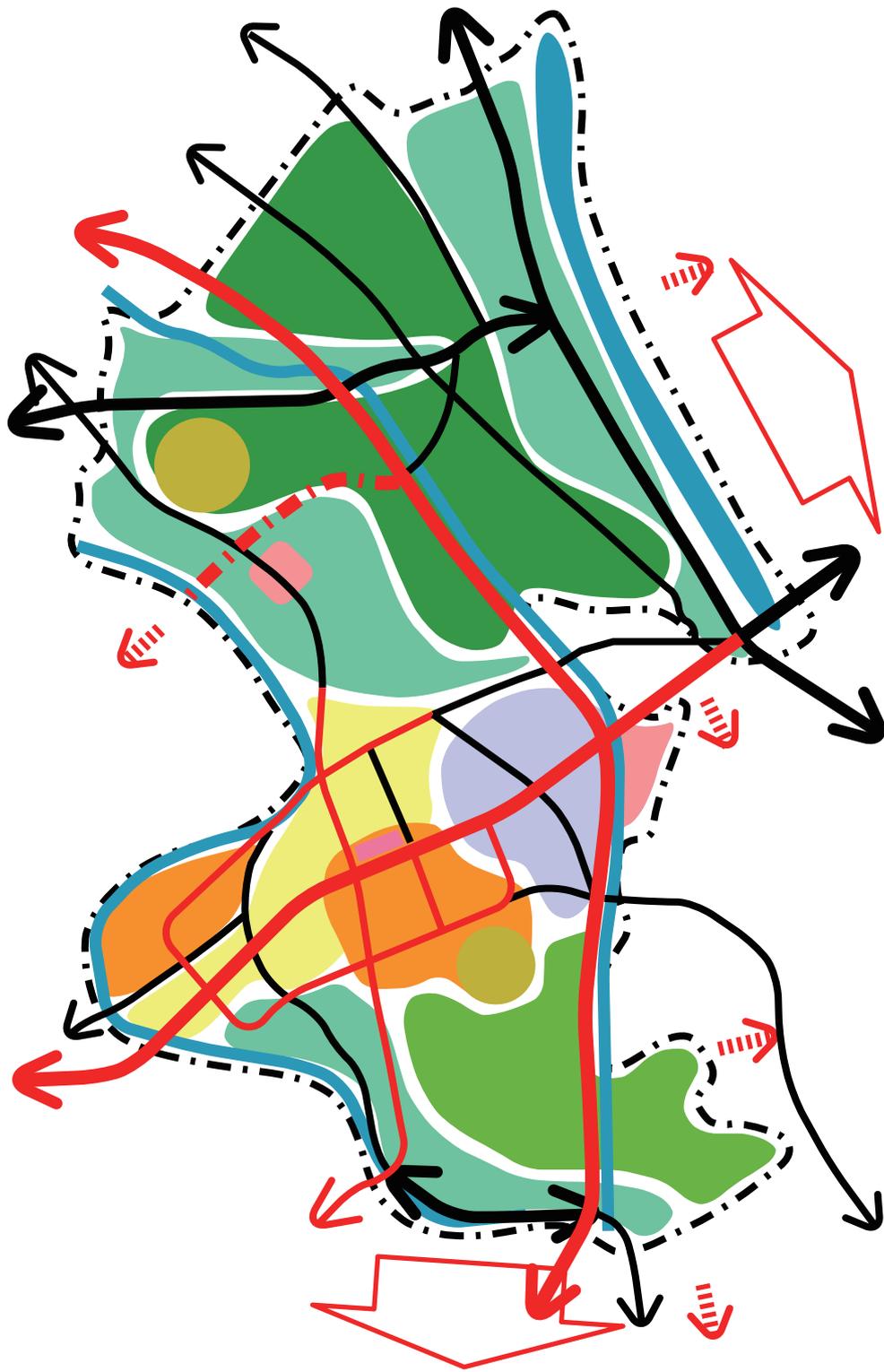
大川戸地区における工業団地では、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、新たな企業誘致を支援します。

* (都)東埼玉道路：八潮市の東京外郭環状道路と、春日部市の国道16号をつなぎ町内を南北に縦断する自動車専用道路。

* (都)浦和野田線：さいたま市の(都)新浦和越谷線から、越谷市を通り、町内を東西に横断して野田橋へ接続する路線。

*松伏インターチェンジ：南北に縦断する(都)東埼玉道路と東西に横断する(都)浦和野田線の結節点(予定)の通称。

*高速鉄道東京8号線：東京都内の豊洲、住吉、押上、亀有から千葉県野田市までを結ぶ予定の路線。



- 自然環境活用地域
 - 水辺空間活用地区
 - 県営公園関連地区
- 田園環境活用地域
 - 農業活性化地区
 - 農住環境整備推進地区
- 市街地環境整備地域
 - 市街地環境整備推進地区
 - 市街地内住環境保全地区
 - 商業集積地区
- 新市街地検討地域
 - 複合型土地利用地区
- 工業集積地域
 - 工業団地
- 既存道路
- 都市計画道路
- - - 構想道路
- 高速鉄道 東京8号線

土地利用の構成図

2. 施策体系

大綱1 子育て支援 の施策

- | | |
|-------------------|---|
| 1 子育て家庭への支援 | 1) 子育ての不安の軽減
2) 子育ての経済的負担の軽減 |
| 2 子どもが健やかに育つ環境の整備 | 1) 母子保健・医療の充実
2) 仕事と子育ての両立支援の充実
3) 育成環境の整備
4) 権利の保障と社会参加の促進 |
| 3 学校教育の充実 | 1) 魅力ある教育の実施
2) 健やかな体づくり
3) 学習しやすい教育環境の充実
4) 就学支援
5) 地域に開かれた学校づくり |

大綱2 地域社会づ くりの施策

- | | |
|---------------|---|
| 1 人権の尊重 | 1) 教育・啓発活動の推進
2) 人権を守るための仕組みづくり |
| 2 男女共同参画社会の確立 | 1) 啓発活動の推進
2) 男女共同参画のための基盤づくり |
| 3 協働によるまちづくり | 1) 協働の仕組みづくり
2) 協働の担い手の育成 |
| 4 生涯学習の推進 | 1) 生涯学習推進体制の整備
2) 文化・芸術活動の充実
3) 生涯スポーツの充実
4) 広域交流の推進 |

大綱3 福祉・健康・社 会保障の施策

- | | |
|-----------------|---|
| 1 地域福祉の推進 | 1) 地域福祉の推進
2) 福祉意識の啓発と実践
3) 人材の確保・育成 |
| 2 高齢者福祉の充実 | 1) 生きがい対策の充実
2) 生活支援の充実 |
| 3 障がい者(児)福祉の充実 | 1) 社会参加の促進
2) 生活支援の充実 |
| 4 健康まつぶし21計画の推進 | 1) 健康づくりの推進
2) 保健対策の推進
3) 医療体制の充実 |
| 5 社会保障の充実 | 1) 国民健康保険事業・後期高齢者医療の充実
2) 国民年金事業の推進
3) 介護保険制度の充実
4) 低所得者の生活の安定確保 |

大綱4 産業振興の 施策

1 農業の振興

- 1) 都市型農業の推進
- 2) 土地利用型農業の活性化
- 3) 農業集落環境の整備

2 商工業の振興

- 1) 既存商工業の整備・育成
- 2) 商工業資源の開発

3 就労環境の整備

- 1) 雇用安定の促進
- 2) 勤労者福祉の向上

4 消費生活の質の向上

- 1) 消費者の学習支援
- 2) 消費者の保護

大綱5 生活基盤整 備の施策

1 地域特性に即したまちづくりの推進

- 1) 均衡ある土地利用の推進
- 2) 町民主体のまちづくりの推進

2 道路網の整備

- 1) 幹線道路の整備
- 2) 生活道路の整備
- 3) 新規道路の整備
- 4) 道路環境の整備

3 公共交通の整備

- 1) バス交通の整備
- 2) 鉄道の整備

4 総合的な排水対策

- 1) 新生活排水処理基本計画の策定
- 2) 公共下水道の整備
- 3) 農業集落排水事業の推進
- 4) 合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の促進

5 上水道の充実

- 1) 水の安定供給
- 2) 安全でおいしい水の供給
- 3) 水資源の有効活用

6 水と緑のネットワークの形成

- 1) 公園・緑地の整備充実
- 2) 緑化の推進
- 3) 河川などの有効活用

7 まちなみ景観の保全・形成

- 1) 松伏らしい景観の保全・活用
- 2) 特色あるまちなみ景観の形成

大綱6
生活環境の
充実の施策

1 環境の保全・創造

- 1) 環境にやさしい生活スタイルの構築
- 2) 良好な環境の保全・創造
- 3) 環境汚染の防止

2 総合的なごみ処理の推進

- 1) ごみの減量化・再資源化の推進
- 2) ごみ処理体制の充実

3 交通安全・防犯体制の充実

- 1) 交通安全の推進
- 2) 道路交通環境の整備
- 3) 防犯体制の充実

4 消防・救急・防災体制の充実

- 1) 消防体制の充実
- 2) 救急体制の充実
- 3) 防災体制の充実
- 4) 災害に強いまちづくりの推進
- 5) 治水対策の推進

大綱7
行財政運営の
充実の施策

1 行政運営の改革

- 1) 行政改革の推進
- 2) 効率的な行政運営
- 3) サービスの向上

2 財政運営の改革

- 1) 財源の確保
- 2) 財源の有効活用
- 3) 財政健全化の推進

3 広域行政の推進

- 1) 近隣自治体との連携強化
- 2) 広域処理業務の充実

基本計画

大綱3 福祉・健康・社会保障の施策

大項目1. 地域福祉の推進

基本計画を分野別に7つの大綱に分けました。さらに大綱を細かい目的に分けて大項目を設定しました。ここでは、大項目ごとに章立てしています。

まちの現況

平成12年の社会福祉法の改正や平成15年の「地域福祉計画の策定が法制化されたことにより、地域における在宅でのサービスへのニーズが顕著となり、高齢者（児）福祉、医療や保健、子育て支援など、住み慣れた地域での生活を支えることが求められています。本町では、*松伏町社会福祉協議会が行っている学校やボランティア活動などによる福祉活動や*ノーマライゼーション思想の普及のための啓発活動について積極的な支援を行い、連携の強化に努めています。

まちの現況は、大項目ごとにそれに関連する社会情勢などを記載しています。国や県の動向を含めて、町を取り巻く環境を確認してください。

今後の課題

地域が一体となった福祉サービス
住み慣れた地域で安心して暮らす

今後の課題は、現在の状況をふまえ、社会一般的にどうあるべきかを示しています。これは行政だけでなく住民を含めた地域の目線での課題でもあります。

基本的な方針

地域の定住率を向上させることにより、福祉計画を策定します。
多様なニーズに対応するため、社会福祉協議会と連携して取り組んでいます。

計画の基本的な方針は、今後の課題に対して、どのような方針で対応していくかを示しています。これは、行政としてどのような施策を展開するかに直結しています。

活動目標

地域で安心して暮らせるまちを形成するために。

福祉のふれあい
広場参加者数

300人

5年間

400人

社会福祉協議会
ボランティア登録者数

347人

5年間

416人

の見かた

施策 目標

町民満足度の向上を図る

あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備

施策目標は、めざすべきまちのあり方を示しています。

ここで示しているまちをめざすために、活動目標を設定し、具体的数値目標の達成をめざします。これらの達成度を町民満足度としてアンケートを実施し町民の方々に評価していただきます。活動目標を達成しても町民満足度が向上しない場合は、活動目標そのものの妥当性を見直すなどの措置が必要となります。

基本 計画

(1) 地域福祉の推進

①地域福祉計画の策定

社会福祉事業の健全な発展や、地域での福祉サービスの適切な利用、地域福祉活動への町民参加を促進するため、地域福祉計画を策定します。

②社会福祉協議会活動の支援

地域住民が主体となる福祉活動を進めるため、その中核として、社会福祉協議会の活動を支援します。

③地域福祉ネットワークの確立

ともに支え合う地域社会を実現するため、社会福祉協議会を中心に、福祉関係団体やボランティア団体、医療機関、地域、学校などとの連携を図り、相互の情報交換や共同の研修会・イベントの開催などによる、日常的な協力体制の構築を目指します。

(2) 福祉意識の啓発と実践

①ノーマライゼーション

子どもや障がい者、高齢者、外国人の一人として生活し、福祉意識の啓発を図ります。

基本計画は、基本構想に示している将来的なビジョンを具体化するための施策を列記しています。個別の事業を計画するうえでの指針となるものです。

すべての町民が地域社会の普及に努めるなど、

②人にやさしいまちづくり

*ユニバーサルデザインの考え方を活用し、誰もが暮らしやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりに取り組みます。

(3) 人材の確保・育成

①福祉関係団体の育成・支援

地域福祉活動への町民参加を促進するため、町民主体の福祉関係団体を育成し、その活動を支援します。

②ボランティアの育成・支援

幅広いボランティアの育成・支援を図るため、社会福祉協議会など関係機関と連携し、福祉人材の確保に努めます。